

# 鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営規定

鹿児島R. 共同アクティビティとして相応しい案件について、各クラブは鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会に申請し、同委員会にて審議・承認される。

(2016.7.1 より運用)

<p><u>1. 申請可能な事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 青少年健全育成・地球環境保全・指導力の育成・会員増強・有意義的 地域社会奉仕に関する事業。但し継続事業は除く新規事業に限る。</li></ul> <p>但し、以上の事業以外でも申請内容を鹿児島R. アクティビティ基金運営 委員会が妥当で必要とした事業は認める。</p>
<p><u>2. 申請単位</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 単一クラブ又は。複数クラブで行う事業。</li><li>■ ゾーン又は、リジョン単位などで行われる合同事業。</li></ul>
<p><u>3. 申請事業1件に対する補助金額（事業予算の50%まで。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 原則補助下限（10万円）上限（30万円）</li><li>■ 原則年間補助合計は（120万円）</li></ul> <p>※これ以上の金額になる事業は、原則LCIF交付金を活用する。</p>
<p><u>4. 申請時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 申請締切 * <u>7月末</u> * <u>9月末</u> * <u>12月末</u> * <u>2月末</u></li><li>■ 審 議 鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会で下記の月に行う。 * <u>8月</u> * <u>10月</u> * <u>1月</u> * <u>3月</u></li></ul> <p>※申請するクラブは、締切審議日程等を考慮の上、立案下さい。</p>
<p><u>5. 鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会の構成</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 委員長 RC（第二副地区ガバナー）</li><li>■ 委 員 前RC、ZC（1Z～8Z）</li></ul>

(2020-2021 第1回運営委員会決議により一部改正)